



# 丹後で 障害福祉サービスを 利用しよう！

宮津市

与謝野町

京丹後市

伊根町

こんなサービスが  
あったんだ！

ここに相談すれば  
いいんだ！



丹後で暮らす障害を抱える人々が、地域や施設で  
生き生きとした生活を営むことができるよう利用できる  
障害福祉サービスを紹介しています。

ホームページでも公開しています。

丹後福祉マップ

検索

# 目次

目次と使い方.....1

索引.....2

京丹後市の事業所紹介.....4

宮津市・伊根町・与謝野町の事業所紹介・8

事業所所在地マップ.....13



本誌では、たんごアート&デザインプロジェクトのキャラクターを使用しています。

利用者の描いた作品をデザイン化し、新たな商品を作り上げていきます。

今回は工房シーガルで生まれたキャラクター「ガルちゃん」です。

## パンフレットの使い方

- その1 索引で、利用したい障害福祉サービスの内容を選びます。
- その2 利用したい障害福祉サービスの事業所番号を4ページからの事業所紹介、13ページからの地図番号と照らし合わせます。
- その3 お住まいの市町や事業所に連絡をして、利用したい障害福祉サービスについて御相談下さい。

### ●索引の例

<b>居宅介護</b> (ホームヘルプ)	入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行う。 ① ⑥ ⑪ ⑬ ⑱ ⑳ ㉒ ㉕ ㉞ ㉟ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹
-------------------------	---

**事業所の所在地**

京丹後市 赤色	宮津市 水色	伊根町 オレンジ色	与謝野町 緑色
------------	-----------	--------------	------------

### ●事業所紹介の例

事業所番号  
地図番号

1 訪問介護満寿園 (京丹後市)  
(福) あしぎぬ福祉会  
〒627-0111 京丹後市弥栄町溝谷 39-6  
TEL 0772-65-0222 FAX 0772-65-0333

障害福祉サービスを利用できる対象地域  
・2市  
＝宮津市、京丹後市  
・2町  
＝伊根町、与謝野町

障害福祉サービス名

居宅介護 身体・知的・精神  
特別養護老人ホーム満寿園

事業所名


短期入所 身体・知的・精神

想いを大切に、生活リズムを尊重して自立を支援する、暖かなケアを目指しています。

法人名

対象の障害種別  
・身体障害者  
・知的障害者  
・精神障害者  
・障害児  
・難病（障害福祉サービスを利用できますが、本誌では対応していません。お住まいの市町にお問い合わせ下さい。）

事業所からのメッセージ



# 索引



## ！ 障害福祉サービスを利用したい！ ●障害者総合支援法●

介護給付

訓練等給付

サービス名	サービス内容	事業所番号
<b>居宅介護</b> (ホームヘルプ)	入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行う。	① ⑥ ⑪ ⑬ ⑮ ⑲ ⑳ ㉒ ㉔ ㉖ ㉘ ㉚ ㉜ ㉞ ㉠ ㉡ ㉣ ㉤ ㉧ ㉨ ㉩ ㉫ ㉬ ㉭ ㉮ ㉰ ㉱ ㉳ ㉴ ㉶ ㉷ ㉹ ㉺ ㉻ ㉽ ㉿ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
<b>重度訪問介護</b>	重度の障害があり常に介護が必要な人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出の際の移動中の介護などを総合的に行う。	⑥ ⑪ ⑬ ⑮ ⑲ ⑳ ㉒ ㉔ ㉖ ㉘ ㉚ ㉜ ㉞ ㉠ ㉡ ㉣ ㉤ ㉧ ㉨ ㉩ ㉫ ㉬ ㉭ ㉮ ㉰ ㉱ ㉳ ㉴ ㉶ ㉷ ㉹ ㉺ ㉻ ㉽ ㉿ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
<b>同行援護</b>	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者又は障害児を対象とした、外出時の移動に必要な情報提供や移動の支援を行う。	⑥ ⑬ ⑲ ㉔ ㉖ ㉘ ㉚ ㉜ ㉞ ㉠ ㉡ ㉣ ㉤ ㉧ ㉨ ㉩ ㉫ ㉬ ㉭ ㉮ ㉰ ㉱ ㉳ ㉴ ㉶ ㉷ ㉹ ㉺ ㉻ ㉽ ㉿ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
<b>行動援護</b>	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者又は障害児を対象とした行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動の支援を行う。	⑥ ⑬ ㉖ ㉘ ㉚ ㉜ ㉞ ㉠ ㉡ ㉣ ㉤ ㉧ ㉨ ㉩ ㉫ ㉬ ㉭ ㉮ ㉰ ㉱ ㉳ ㉴ ㉶ ㉷ ㉹ ㉺ ㉻ ㉽ ㉿ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
<b>療養介護</b>	主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行う。	
<b>生活介護</b>	常に介護を必要とする人に障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供する。	④ ⑤ ⑦ ⑫ ⑮ ⑲ ㉒ ㉔ ㉖ ㉘ ㉚ ㉜ ㉞ ㉠ ㉡ ㉣ ㉤ ㉧ ㉨ ㉩ ㉫ ㉬ ㉭ ㉮ ㉰ ㉱ ㉳ ㉴ ㉶ ㉷ ㉹ ㉺ ㉻ ㉽ ㉿ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
<b>短期入所</b> (ショートステイ)	居宅において介護者が病気の場合などに、障害者支援施設などへの短期間の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	① ② ③ ⑨ ⑩ ⑫ ⑮ ⑲ ㉒ ㉔ ㉖ ㉘ ㉚ ㉜ ㉞ ㉠ ㉡ ㉣ ㉤ ㉧ ㉨ ㉩ ㉫ ㉬ ㉭ ㉮ ㉰ ㉱ ㉳ ㉴ ㉶ ㉷ ㉹ ㉺ ㉻ ㉽ ㉿ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
<b>重度障害者等 包括支援</b>	常時介護を要する重度の障害者又は障害児であって、その介護の必要な程度が著しく高い者を対象とした、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に行う。	④⑩
<b>施設入所支援</b>	夜間において、介護が必要な者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援等の利用者に対し、居住の場を提供するとともに、安定した日常生活が営めるよう支援を行う。	⑮ ⑶⑩
<b>自立訓練</b> (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	㉔
<b>就労移行支援</b>	一般就労等を希望する障害者に対し、有期限の支援計画に基づき就労に必要な知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ適性に合った職場への就労・定着を図る等の支援を行う。	⑳
<b>就労継続支援 A型</b>	一般企業等での雇用が困難な者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに一般就労に必要な知識・能力の向上を図る等の支援を行う。(雇用契約を結ぶ)	㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
<b>就労継続支援 B型</b>	一般企業等での雇用が困難な者、一定年齢に達している者等に対し、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る等の支援を行う。(雇用契約は結ばない)	④ ⑦ ⑧ ⑫ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
<b>共同生活援助</b> (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	② ③ ⑬ ⑭ ⑮ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿





## ！ 障害児対象サービスを利用したい！ ●児童福祉法●

<b>児童発達支援</b>	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。 ⑳ ㉔
<b>医療型児童発達支援</b>	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対し、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。
<b>放課後等デイサービス</b>	就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。 ㉔ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜
<b>保育所等訪問支援</b>	保育所等の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児に対し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。 ㉔ ㉗ ㉚
<b>障害児相談支援</b>	障害児通所支援の支給決定に係る障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者等との連絡調整等を行う。 ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜



## ? どこに相談すれば良いの? ●障害者総合支援法●

<b>特定相談支援</b>	計画相談支援	障害福祉サービス等の申請にかかる支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス利用計画の作成を行うなどの支援を行う。 ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜
<b>一般相談支援</b>	地域移行支援	障害者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障害者等に対し、地域生活移行のための活動に対する相談、障害福祉サービス事業者等への同行支援等を行う。 ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙
	地域定着支援	居宅において、単身で生活する障害者又は同居の家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制の確保、障害の特性に起因する緊急事態等の相談、緊急訪問等の支援を行う。 ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙

## ? 申請からサービスを利用するまでの流れは?



障害福祉サービスを利用するために、お住まいの市町又は上記の特定相談支援に記載の事業所に相談して下さい。  
 市町の窓口は 13～14 ページをご覧ください。



ヘルプマーク  
援助が必要な方のマークです。

外見からは分からなくても、援助が必要な方がいます。席をゆずる、声をかけるなど思いやりのある行動をお願いします。

お問合せ先  
京都府丹後保健所福祉室

## 障害者虐待防止

家庭で、施設で、職場で、「これって虐待??」と思われるなら、ためらわずにお電話下さい。

宮津市	障害者虐待防止センター	☎0772-22-2121
京丹後市	障害者虐待対応窓口	☎0772-69-0320
伊根町	虐待防止センター	☎0772-32-0504
与謝野町	よさの虐待ほっとライン	☎0772-43-9033
京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター		☎075-414-4607

## 児童虐待防止

～子どもの笑顔を守ろう～

「特性と分かっているけど、どう関わったら良いかわからない・・・」

「イライラして怒鳴ってしまう・・・」

「近所で気になる子どもがいる・・・」

子育てに悩むお父さんお母さん、「子どもの虐待かな?」と思われる方、一人で抱え込まないで下さい。相談できる場所があります。

宮津市	子育て支援係	☎0772-22-2121
京丹後市	子ども未来課	☎0772-69-0340
伊根町	子育て支援係	☎0772-32-0504
与謝野町	子育て応援課	☎0772-43-9024
	よさの虐待ほっとライン	☎0772-43-9033
京都府丹後保健所	福祉室	☎0772-62-4302
児童相談所全国共通ダイヤル		☎189

### 無意識に行ってしまう暴力的なしつけや虐待、ネグレクトなどに注意

特性を体罰や厳しいしつけで無理に直そうとすると、子どもの発達を阻がいし、重大な二次障害を引き起こしてしまう場合があります。

- 1 体罰をしない
- 2 感情的にならない
- 3 他の子と比べない



【ほめること】を意識しましょう。

みらいのパパ、ママへ  
はやくあいたいね。  
たくさんあそべるかな。  
たくさんおはなしてできるかな。  
うれしいことおんがが  
いっぱいあるかな。  
パパとママのことがいすきだよ。  
もうすこし、まってね。

子どもたちは、未来に希望を持って、  
幸せになるために生まれてきます。  
子どもたちのこころから愛を届ける  
児童虐待防止、皆さんの力で防止しましょう。

11月は「どうぶつがいぼうしすいすいげっかん」です。

### 子育てサポートカウンセリング

子育てが負担になっていませんか?…  
「このままでは強く叱ったり、叩いたりしてしまいそう…」  
「子どもにどう接したらよいかわからない」など子育てに負担感をお持ちの方に心理カウンセリングを行っています。電話予約が必要です。

京都府丹後保健所保健室  
☎0772-62-4312

### 精神保健相談

こころの健康について、電話や面接で精神保健福祉相談員が相談を受けます。毎月、精神科医による相談日(予約制)があり、医学的判断が必要な相談などに利用できます。

京都府丹後保健所福祉室  
☎0772-62-4302

発行 京都府丹後保健所  
監修 丹後圏域障害者自立支援協議会事務局  
お問合せ先 京都府丹後保健所福祉室

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855  
TEL 0772-62-4302 FAX 0772-62-4368

